

[国章]

インドネシア共和国最高裁判所

一時的差し止め命令に関する
インドネシア共和国最高裁判所規則
2012 年第 4 号

インドネシア共和国最高裁判所は

- a. 法律 1995 年第 10 号の改正法たる税関に関する法律 2006 年第 17 号の第 54 条から第 64 条までの規定を実施すべく、一時的差し止め命令申請の条件及び手続きについて規定するインドネシア共和国最高裁判所規則を定める必要があること；
- b. 税関法は商標または著作権違反の結果であると疑われる輸入又は輸出物品を保税地域から出す際の一時的差し止め命令申請の条件及び手続きについてまだ規定をしていないこと；
- c. 上記一時的差し止め命令決定の申請審査を円滑にすべく、インドネシア共和国最高裁判所は一時的差し止め命令の条件、手続き、審査、及び命令発出について規定をすべきであるとみなしたこと

を鑑み、

1. インドネシア共和国第三回改正 1945 年憲法第 24 条；
 2. 司法権限に関する法律 2009 年第 48 号；
 3. インドネシア共和国最高裁判所に関する法律 1985 年第 14 号第 79 条。後に法律 2004 年第 5 号、更に法律 2009 年第 3 号に改正。
 4. TRIPs 協定への賛同が含まれる WTO 設立承認に関する法律 1994 年第 7 号；
 5. 商標に関する法律 2001 年第 15 号及び著作権に関する法律 2002 年第 19 号；
 6. 法律 1995 年第 10 号の改正法たる税関に関する法律 2006 年第 17 号；
- を参考とし、

一時的差し止め命令に関するインドネシア共和国最高裁判所規定の制定を決定する。

第一章

一般規則

第1条

この最高裁判所規則における用語の意味は以下の通りである；

1. 一時的差し止め命令とは、当地の地方裁判所における商事裁判所長がインドネシアにおいて保護される商標または著作権違反の結果であると疑われるに十分な証拠に基づき、税関高官に対して輸入又は輸出物品を保税地域から出すことを一時的に差し止めることを求める書面での決定のことである。
2. 裁判所とは、当該保税地域が所在する地域を管轄する地方裁判所の商事裁判所のことである。
3. 申請とは、1項に記載された輸入又は輸出物品をリリースすることを一時的に差し止めるよう求める申請者からの申し立てのことである。
4. 申請者とは、保税地域から輸入又は輸出物品をリリースすることを差し止める命令を求める商標又は著作権の所有者又は権利者のことである。
5. 被申請者とは、保税地域から輸入又は輸出物品を出すことを差し止めるよう求められた輸入又は輸出物品に権限を有する者のことである。
6. 日とは、業務日のことである。
7. 執行人とは、裁判所の執行人のことである。
8. 税関高官とは、税関法に基づき特定の任務を実施すべく特定の役職に任命された税関総局職員のことである。

第二章

申請提出の条件及び手続き

第2条

一時的差し止め命令の申請は以下を揃えていなければならない：

- (1) 商標又は著作権所有の証拠；
- (2) 商標又は著作権違反の存在を示す初期的証拠として使うことのできる補助的証拠；
- (3) 一時的差し止めを求める輸入又は輸出物品に関する船荷証券(*bill of lading*)、航空運送状(*airway bill*)、運送機関番号、貨物の種類及び数量、仕向港、原産国などの明確な詳細説明；
- (4) 差し止められる貨物の価値及び一時的差し止め命令に起因して発生する費用と同等の現金又は銀行保証の支払い；及び

- (5) 上記 4 の意図する一時的差し止め命令に起因して発生する費用に含まれる想定倉庫賃料、コンテナ賃料、蓄積場所への移動輸送費。

第 3 条

- (1) 申請は書面により、申請人又は特別委任状を付した上で代理人が署名をして裁判所長宛に提出する。
- (2) 申請は出訴費及び保証金を支払った後で裁判所書記局に登録される。

第三章 申請の審査

第 4 条

- (1) 申請が登録された後、その日のうちに裁判所書記官は裁判所長に申請書を引き渡す。
- (2) 裁判所長は申請を審査するために判事一人を指名することができる。

第 5 条

- (1) 裁判所判事は証拠を精査、審査及び判断し、且つ申請者の説明を聴取する義務を負う。
- (2) 判事はリリースを差し止めている物品の価格及び一時的差し止めにより発生する費用と保証金額の同等性を判断しなければならない。
- (3) 裁判所は遅くとも申請登録から 2 週間以内に決定を出す。
- (4) 申請者からの申請を受諾するか却下するかを決定する。

第四章 一時的差し止め命令申請の決定

第 6 条

裁判所が申請を受諾した場合、決定には以下のような指令が記載される：

- a. 申請者の申請を受諾すること。
- b. 税関高官が決定を受け取ってから 10 日間にわたって物品を保税地域からリリースするのを延期すること。
- c. 当地の税関高官に対し一時的差し止め命令の決定を実行することを命じること。

- d. 商標又は著作権の所有者又は権利者に対し、税関高官の了解のもとでリリースの差し止めを要求された輸入又は輸出物品を調査する許可を与えること。

第7条

裁判所が申請を却下した場合、決定には以下のような指令が記載される：

- a. 申請者の申請を却下すること。
- b. 申請者に対して保証金と共に一時的差し止め命令により発生する費用を返還すること。
- c. 出訴費は申請者が負担すること。

第五章

決定発出後の行動

第8条

- (1) 裁判所長が一時的差し止め命令の決定を発出した後、当該命令は直ちに同日に裁判所執行人により物品の出入りする税関の税関高官に正式に伝えられ、本庁税関総局の取締・捜査局に写しを送付する。
- (2) 当該税関高官は(1)項の意図する通知を受け取った後、現行税関規則に則り直ちに物品の保全を行う。
- (3) 当該税関高官は一時的差し止め命令の決定を受け取ってから遅くとも1日以内に輸入業者、輸出業者、又は物品の所有者に対して当該輸入又は輸出物品のリリースを一時的に差し止める命令が存在することを書面で伝える。
- (4) 輸入又は輸出物品が保税地域外にあるため一時的差し止め命令決定を実施できない場合、税関高官は直ちに書面で裁判所長に伝える。

第六章

一時的差し止め命令決定の実施

第9条

- (1) 第6条d項の意図する裁判所長の許可に従い、申請者は税関高官の了解のもと、執行人と被申請者、又は代理人の立会いのもとで、被申請者の必然な利益に配慮し、調査を行う。
- (2) 当該調査は法的手段を取る意図又は侵害されていると思われる権利を維

持するための識別又は精査に関連して実施される。

- (3) 調査実施の議事録は執行人が作成する。

第七章

差し止め期間

第 10 条

- (1) 第 6 条の意図する物品リリースの差し止めは最長 10 日間実施される。
- (2) 調査が終了していないという理由による申請者の申し出に基づき、裁判所長は裁判所が受諾可能な条件を伴う理由に基づいて差し止めを最長 10 日間延長させることができる。
- (3) 第 2 項の意図する輸入又は輸出物品のリリースに対する差し止めの延長には保証の延長も伴う。
- (4) 第 1 項の意図する特定の条件付きの理由に基づく期間は、裁判所長の書面による命令により最長 10 日間の延長を 1 回行うことができる。

第 11 条

差し止めの終了

- (1) 10 日間の期間内に税関高官が申請者から権利を維持するために必要な法的措置を取ったとの通知を受け取っておらず、裁判所長が書面で差し止め命令を延長していない場合、税関高官は当該輸入又は輸出物品のリリース差し止め行為を終わらせ、現行の税関規則に基づいて終了させる。
- (2) 第 1 項の意図する規則は、裁判所が延長した差し止め期間の終了にも援用される。
- (3) 10 日間の期間内に申請者が権利を維持するための法的措置を講じ始めた場合、申請者は直ちに税関高官に報告する義務を負う。
- (4) 第 3 項の意図する法的措置が通知され、裁判所長が書面で差し止め命令を延長させなかった場合、税関高官は当該輸入又は輸出物品リリース差し止め行為を終わらせ、特に申請者による法的措置に関し、現行の税関規則に基づいて終了させる。
- (5) 毀損しやすい物品の場合、被申請者は書面で裁判所長に対し、同等の保証を引き渡すことで税関高官が差し止めを終了させるよう求める申し出

を申請することができる。

- (6) 5項の意図する申し出の申請の権限については、任務遂行の関係により税関高官もまた保証を引き渡すことなく申請することができる。

第12条

- (1) 調査の結果により、物品に違反が生じているという疑いがあり、申請者が当該物品に対して法的措置を講じた場合、保証は申請者に返還される。
- (2) 調査の結果により、物品に商標又は著作権違反が生じていないと思われる場合、保証金は被申請者に引き渡される。
- (3) 被申請者が申請者の引き渡した保証額を超える損害を被っている場合、被申請者は提訴することができる。

第八章

その後の法的措置

第13条

物品の調査を終えて商標又は著作権違反の十分な証拠があった場合、申請者は現行法規の規定に従って法的措置を提起することができる。

第九章

終則

第14条

この最高裁判所規則は制定日より発行する。

制定地：ジャカルタ

制定日：2012年7月30日

インドネシア共和国最高裁判所長

[署名・印]

H.M. HATTAALI, SH.MH

本資料はJICA（国際協力機構）にて仮訳したものです。JICAの許諾を得て、ジェトロウェブサイトに掲載しています。訳文の利用により生じる法的責任・義務や損害の発生については、JICAの方でその責任を負いかねますのでご了承ください。